

(表面)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉検査証		第 号
写  真	官 職 又は職名	
	氏 名	
	生年月日	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法第22条(同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。)に定める当該職員であることを証する。	
	令和 年 月 日 交付	
	都 道 府 県 知 事	印
	(指定都市等の市長)	

(裏面)

母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)	
(報告の徴収等)	
第22条 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(父子家庭日常生活支援事業)	
第31条の7 (略)	
2・3 (略)	
4 (略)、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、(略)と読み替えるものとする。	
(寡婦日常生活支援事業)	
第33条 (略)	
2~4 (略)	
5 第21条から第24条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、(略)と読み替えるものとする。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、官職又は職名に異動を生じ、又は不要となったときは、すみやかに、返還しなければならない。	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。